

岩沼市復興整備協議会特別会議 議事録

日 付	今回（第4回）	平成24年10月25日（火）10:40～11:10
	前回（第3回）	平成24年5月22日（火）15:30～16:00
場 所	宮城県庁9階 第一会議室	
復興整備事業	その他施設の整備に関する事業（太陽光発電事業（相野釜西地区））	
出 席 者	岩沼市	副市長 菊地啓夫 総務部長 大村孝 市民経済部長 安住智行 総務部政策企画課長 百井弘 総務部復興推進課長 入間川弘 市民経済部農政課長 大久典彦
	復興庁	宮城復興局主任専門調査官 佐藤達也 宮城復興局政策調査官 藤田文彦 宮城復興局主査 児玉昌也
	農林水産省	東北農政局農村計画部農村復興課長 清水一教 東北農政局農村計画部農村復興課農村復興指導官 後藤幸雄
	宮城県	震災復興・企画部地域復興支援課長 熊谷良哉 土木部都市計画課長 櫻井雅之 土木部復興まちづくり推進室長 金子潤 農林水産部農業復興課長 高瀬修

○協議内容

1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意

2 議 事

岩沼市復興整備協議会規約第7条により、岩沼市長代理人の菊地副市長が議長となる。

（岩沼市 菊地副市長）

それでは、ただいまから議事に入ります。

議事の流れといたしましては、まず、復興整備計画の全体について、事務局から説明いただき、質疑を行います。

その後、本案では、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、農地転用許可の特例に関する事項がございますので、この点について説明いただき、質疑を行います。

農地転用許可の特例措置のためには、農林水産大臣の同意が必要となりますので、同意状況についてご確認させていただきます。

最後に、復興整備計画全体について、了承いただけるかお諮りします。

それでは、岩沼市復興整備計画（第2回変更案）について、事務局から説明願います。

(岩沼市事務局 大村総務部長)

事業概要及び地域貢献策（①雇用創出、②非常時、電気バスによる避難所等への電源供給、③公共施設等への太陽光パネルや蓄電池の設置、④非常時、排水機場への電源供給 等）について説明復興整備計画（第2回変更案）について、様式第2により説明。

(岩沼市 菊地副市長)

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(岩沼市 菊地副市長)

次に、今回の復興整備計画では、5ページ(4-②)に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農地法第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(岩沼市事務局 大村総務部長)

農地転用の許可に関する事項について、様式第8により説明。

(岩沼市 菊地副市長)

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(岩沼市 菊地副市長)

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、土地利用方針に係る農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の清水農村振興課長様、いかがですか。

(東北農政局 清水農村振興課長)

ただいま、事務局から説明のありました「その他施設の整備」につきましては、岩沼市の復興のために必要な施設と位置付けられた説明でしたので、関係者及び発電事業者と十分調整しながら実施するようお願いします。なお、説明のあった津波被災地に係る土地利用方針については、異存はありません。

(岩沼市 菊地副市長)

では、この事項につきましては、農林水産大臣のご同意をいただいたものといたします。それでは最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますか。

(出席者一同)

異議無し

(岩沼市 菊地副市長)

では、今回の復興整備計画全体について、了承されました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

3 閉 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課課長補佐)

○協議結果

・その他施設の整備に関する事業「太陽光発電事業（相野釜西地区）」の区域にかかる土地利用方針について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。